

1-1 地域で共に助け合う，災害に強く犯罪のないまち

**施策01 災害に強いまちづくり**

目的	対象	市内にいるすべての人，市内全域
	意図	災害から身を守る，災害に強いまちになる

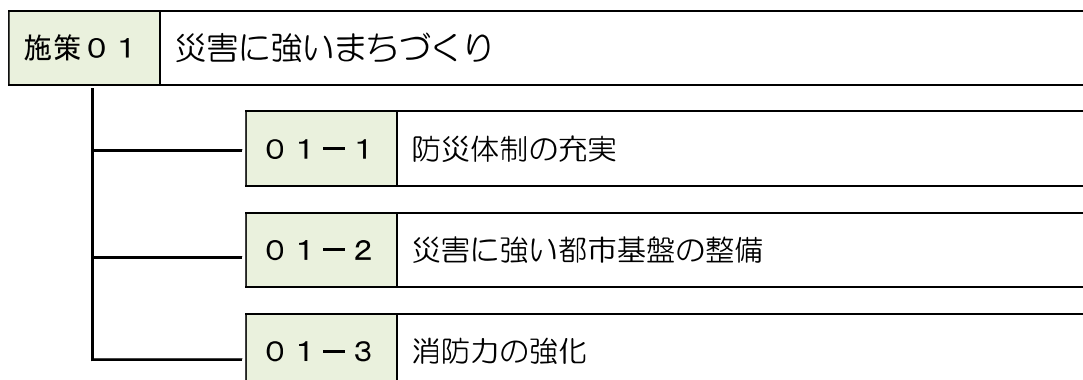
**施策の方向**

市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため，減災対策の充実，災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について，自助・共助・公助の考えの下，個人，地域，事業者，行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

**後期基本計画における施策のポイント**

- 近年の地震や風水害や過去の教訓を踏まえた防災・減災対策の強化
- 自助の意識の一層の醸成と共助・公助とも連携したソフト・ハード両面からの対策の充実
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向けた災害時相互応援協定締結自治体との連携
- 災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備
- 延焼遮断帯の形成，緊急輸送道路の機能確保，住宅の耐震化，下水道施設の耐震化など防災都市づくり

**基本的取組の体系**



## 現状と課題

- 近年の自然災害や過去の教訓を踏まえ、ソフト・ハード両面から災害に強いまちづくりを計画的・横断的に進めていくほか、様々な媒体を活用しながら周知啓発に努めることで、自助意識の醸成を図る必要があります。
- 首都直下地震等を想定した減災・防災対策の改善・強化に取り組むほか、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、帰宅困難者対策を計画的に推進する必要があります。
- 地球温暖化などの影響で、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）が連日観測されており、都市の高温化が進んでいることから、避難所等の高温対策などが課題となっています。
- 防災市民組織の結成と運営支援の継続、調布市避難行動要支援者※避難支援プランに基づく支援体制の整備、調布市防災教育の日の取組など、地域で助け合う防災体制づくりが必要です。
  - ※要配慮者…発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。  
具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
  - ※避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者
- 長野県木島平村との災害援助協定をはじめ、岩手県遠野市、岐阜県岐阜市及び富山県富山市との広域連携による災害時相互応援協定、NPO法人や近隣市と連携したドローンを活用した激甚災害時における支援活動に関する協定の締結など、多様な主体との連携により災害の教訓を踏まえた改善・強化に継続的に取り組んでいます。
- 避難所における災害対応能力の向上を図るため、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進し、女性や要配慮者※等の視点を踏まえた運営体制の構築が求められています。
- 備蓄資機材については、被害想定に対応した防災備蓄品の確保に努めるとともに、アレルギー対応や高齢者など多様なニーズへの対応が求められています。
- 震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、東京都等とも連携しながら、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進が課題となっています。
- 震災時における輸送機能とともに、延焼遮断機能を確保するため、都市計画道路などの都市基盤の整備を進めていく必要があります。
- 災害時における避難所等からの排水を安定的に処理するため、次期調布市下水道総合計画に基づき、計画的・効率的に管路等の劣化対策や地震対策を進めていく必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内9病院の緊急医療救護所で継続的に訓練を実施し、設置運営マニュアルを検証するなど、災害時医療救護体制を構築していく必要があります。



調布市防災教育の日  
における防災訓練の様子

調布市内の特定緊急輸送道路



出典：調布市耐震啓発パンフレット

### 第3編 分野別計画

○国は、全国各地で頻発・激甚化している豪雨に伴う洪水等の水害について、逃げ遅れや水害被害を減らすため、水防法の一部を改正し、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化しました。

○近年の気候変動による局地的な集中豪雨や降雹が増加していることから、浸水被害を減少させるため、ソフト・ハード両面からの取組を進めていく必要があります。

○市が、狛江市及びNPO法人と「災害時における無人航空機（ドローン）を活用した支援活動等に関する協定」を締結（2017（平成29）年3月）したことを契機に、近隣自治体に協定の輪が広がりました。より広域的に連携することで、大規模災害発生時に、市区域を越えて被災状況を迅速に把握することができ、自治体の災害対応能力の向上につながっています。



無人航空機（ドローン）

## ✚ 基本的取組の内容

### 01-1 防災体制の充実

#### ◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり

防災訓練や調布市防災教育の日の取組を通じて市民一人一人の防災意識を醸成するとともに、共助による地域の防災体制づくりを普及促進するため、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の育成支援を図ります。

#### ◆地域等と連携した要支援者支援体制の構築

調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿について消防、警察等の関係機関や協定締結に基づく地域組織（自治会、マンション管理組合等）への提供を推進するとともに、地域組織における避難誘導等の促進を図るなど、要支援者に対する災害時の支援体制の構築を図ります。

#### ◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備

東京都が2018（平成30年）1月に策定した「東京都災害時受援応援計画」を踏まえ、災害時における救援物資等に係る体制整備などを定めた他自治体などからの支援の受入れに関する計画等を策定し、体制整備に向けた検討を進めていきます。

#### ◆関係機関・事業者等との連携体制強化

災害時における他自治体との連携強化や帰宅困難者、駅前滞留者などの対策、二次避難所（福祉避難所）の確保が円滑に行われるよう、他自治体や市内の学校、事業者などとの災害時協定の締結及び見直しを推進します。

#### ◆避難所運営、緊急医療救護所、避難勧告等の円滑な実施に係るソフト対策の強化

避難所運営マニュアルについて、妊産婦や高齢者など要配慮者の視点を踏まえ、各種防災訓練での実践・検証を進めます。また、医師会等の医療関係団体との緊急医療救護所訓練を通じて、災害時における初動医療体制を構築します。


#### ◆備蓄資機材の確保・充実による災害対応能力の向上

乳幼児や高齢者など要配慮者等への個別対応に加え、東京都の被害想定に基づく備蓄資機材の確保・充実を図ります。また、物流事業者との連携による物資輸送体制を構築するとともに、物資輸送拠点等の確保に努めます。

## ◆情報伝達能力の向上

災害発生時の連絡手段として有効な防災行政無線のデジタル方式への移行や、市民防災メールや防災フリーダイヤル、調布エフエム等による災害情報等の提供など様々な手法を用いることにより情報伝達能力の向上を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
災害が発生した際、避難する避難所や家族等との連絡体制を決めている市民の割合	—	平成30年度実施の市民アンケートにより把握	

## 基本計画事業候補

事業名	防災市民組織の育成	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	防災に関する各種講演会や出前講座などの実施、防災備蓄品の提供等による支援を行い、防災市民組織の新規結成や育成を図ることで、市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保を図ります。			

事業名	調布市災害時避難行動要支援者避難支援プランの推進	担当課	福祉総務課	重点1
事業の概要	「調布市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域組織による支え合い・助け合いによる支援体制を整備し、災害時の地域の安全・安心の体制を強化します。			

事業名	防災備蓄品の確保・充実	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	東京都の被害想定に基づき、食料や生活用品などの確保・充実を行うとともに、乳幼児や高齢者など要配慮者等の視点を踏まえた防災備蓄品を配備していきます。また、物流事業者との連携による物資輸送体制を構築するとともに、物資輸送拠点等の確保に努めます。			

事業名	災害情報システムの維持管理・充実	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	的確に市民へ防災情報を提供するため、防災行政無線などの災害情報システムを維持管理していくとともに、防災行政無線のデジタル方式への移行を進めます。			